

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、郵政産業労働者ユニオンから、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 実施日

令和 3 年 3 月 19 日

2 場所

上記組合の組合員が従事する日本郵便株式会社及び日本郵便輸送株式会社の別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

令和 3 年 3 月 16 日

厚生労働大臣 田村 憲久

別 記

札幌中央郵便局、道央札幌郵便局、厚別郵便局、小樽郵便局、美唄郵便局、赤平郵便局、芦別郵便局、砂川郵便局、苫小牧郵便局、真狩郵便局、函館中央郵便局、帶広郵便局、滝川郵便局、篠路郵便局（以上、北海道）、八戸郵便局（青森県）、盛岡中央郵

便局、好摩郵便局（以上、岩手県）、郡山郵便局（福島県）、取手郵便局（茨城県）、宇都宮中央郵便局（栃木県）、上尾郵便局、さいたま新都心郵便局、新越谷郵便局、北本郵便局、新座郵便局、東松山郵便局、日高郵便局、東京北部郵便局（以上、埼玉県）、千葉中央郵便局、花見川郵便局、浦安郵便局、松戸南郵便局（以上、千葉県）、練馬郵便局、中野郵便局、中野北郵便局、杉並郵便局、杉並南郵便局、板橋北郵便局、王子郵便局、東京国際郵便局、晴海郵便局、小石川郵便局、赤羽郵便局、大泉郵便局、豊島郵便局、玉川郵便局、世田谷郵便局、東京多摩郵便局、本郷郵便局、渋谷郵便局、新宿北郵便局、葛飾新宿郵便局、新東京郵便局、銀座郵便局、光が丘郵便局、武蔵野郵便局、三鷹郵便局、八王子郵便局、八王子南郵便局、目黒郵便局、葛西郵便局、上野郵便局、浅草郵便局、荒川郵便局、小岩郵便局、深川郵便局、蒲田郵便局、芝郵便局、高輪郵便局、荏原郵便局、赤坂郵便局、代々木郵便局、成城郵便局、渋谷本町二郵便局、立川郵便局（以上、東京都）、川崎東郵便局、平塚郵便局、横浜金沢郵便局、座間郵便局（以上、神奈川県）、新潟中央郵便局、新潟中郵便局（以上、新潟県）、多治見郵便局、瑞浪郵便局（以上、岐阜県）、静岡中央郵便局、浜松郵便局、浜松東郵便局、浜松西郵便局、積志郵便局、湖西郵便局（以上、静岡県）、名古屋港郵便局、名古屋北郵便局、渥美郵便局、常滑郵便局、緑郵便局、甚目寺郵便局、名古屋中郵便局（以上、愛知県）、草津郵便局（滋賀県）、京都中央郵便局、中京郵便局、山科郵便局、京都西郵便局、京都郵便局、右京郵便局、向日町郵便局、左京郵便局、京都松尾郵便

局、京都桂上豆田郵便局、京都府庁前郵便局、京都石田郵便局、美山郵便局、西陣郵便局（以上、京都府）、大阪北郵便局、新大阪郵便局、大阪国際郵便局、此花郵便局、西淀川郵便局、大阪港郵便局、豊中郵便局、豊中南郵便局、吹田千里郵便局、箕面郵便局、大阪城東郵便局、平野郵便局、東住吉郵便局、城東諏訪郵便局、大阪西郵便局、枚方郵便局、枚方北郵便局、堺中郵便局、門真郵便局、藤井寺郵便局、日本郵便株式会社近畿支社、大阪東郵便局、高槻郵便局、日本郵便輸送株式会社近畿支社中津営業所、日本郵便輸送株式会社近畿支社大阪営業所（以上、大阪府）、神戸中央郵便局、垂水郵便局、須磨郵便局、姫路郵便局、飾西郵便局、香寺郵便局、西宮郵便局、灘郵便局、明石西郵便局、尼崎郵便局、高砂郵便局、加古川東郵便局、長田郵便局、東灘郵便局、神戸北郵便局、須磨北郵便局、宝塚郵便局（以上、兵庫県）、大和郡山郵便局、奈良西郵便局（以上、奈良県）、浜田郵便局（島根県）、岡山中央郵便局（岡山県）、広島中央郵便局、広島郵便局、広島西郵便局、宇品郵便局、安芸府中郵便局、呉郵便局、江田島郵便局、広郵便局、尾道郵便局（以上、広島県）、下関郵便局（山口県）、高松中央郵便局、丸亀郵便局（香川県）、高知中央郵便局、高知本町郵便局、土佐郵便局、伊野郵便局、日本郵便輸送株式会社四国支社高知営業所（以上、高知県）、福岡中央郵便局、新福岡郵便局、北九州中央郵便局、博多北郵便局（以上、福岡県）、長崎中央郵便局（長崎県）